

笛吹市地域密着型サービス事業者等監査実施要領

(目的)

第1 この実施要領は、介護保険施設等監査指針（厚生労働省老健局長通知「介護保険施設等の指導監督について」令和4年3月31日老発0331第6号別添2以下「指針」という。）で定めるサービス事業者等に対する監査について、具体的な実施事項を定めることにより、監査の円滑な実施を図ることを目的とする。

(監査体制)

第2 監査は、笛吹市地域密着型サービス事業者等指導実施要領に定める指導体制と同様の体制で行う。

(監査担当者)

第3 監査の実施に当たっては、第2の監査体制に応じて介護保険課の関係職員が担当する。

(監査の実施方法)

第4 監査の実施方法については、次のとおりとする。

(1) 出席者

監査における出席者のうち、開設者に代わる者とは、開設者が法人である場合における当該法人の代表者等を指すものであり、第三者である代理人（弁護士等）を指すものではない。

(2) 指導を経ずに監査を行う場合

介護保険施設等指導指針第6(1)及び(2)については、実地指導を実施した結果、監査の必要が認められた場合に行うこととするが、明らかに不正や著しい不当の事実が認められた場合については、指導を経ることなく行うものとする。

(3) 監査の実施通知

監査の実施に当たっては、サービス事業者等に第1号様式により事前に通知するものとする。ただし、緊急を要するものについては、当日通知により監査を行うことができるものとする。

(4) 監査の口頭告知

前号の規定にかかわらず、実地指導中に必要があると認められる場合には、口頭で監査を実施する旨を告知することにより文章による通知に代えることができるものとする。

(5) 資料の提出

監査の実施に当たっては、監査資料等の提出を必要とする場合は、サービ

ス事業者等から、監査に必要な資料等を提出させるものとする。

(6) 監査結果

監査結果については、問題点等を介護保険課で協議した上で決定する。

ア 監査終了後、監査調書を作成する。

イ 監査の結果、改善を要すると認められる事項であって、改善勧告に至らないものについては、文書によりその旨を通知する。

ウ 市は、イに規定する通知を行った監査対象事業者等に対して、当該通知に記載した事項について、文書で改善報告書の提出を求めるものとする。

(行政上の措置)

第5 市は、第4の監査により指定基準違反等を認めた場合は、次の各号に掲げる行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

ア 指定基準違反を認めた場合は、当該監査対象事業者等に対し、指定基準違反の生じている期間、過去の指導の経緯、改善の可能性等を勘案し、期限を定めて当該指定基準違反を是正すべきことを勧告することができる。

イ 勧告の際には、勧告を受ける監査対象事業者等（以下「勧告対象事業者」という。）に対し、勧告の根拠条項、原因となる事実、指定基準違反の内容、改善すべき内容及びアに規定する期限内に改善が行われなかった場合は、事業者名等を公表することができる旨について通知するものとする。

ウ 勧告した事項について、アに規定する期限内に当該勧告対象事業者から改善の状況を文書により報告させるものとする。

エ 勧告対象事業者が定められた期限内に勧告した事項に従わなかったときは、期限内に改善しなかった理由その他の考慮すべき事項を勘案し必要な場合は、勧告対象事業者が当該期限内に勧告に従わなかった旨を公表することができる。

(2) 命令

ア 勧告対象事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該勧告対象事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

イ アに規定する命令をした場合は、その旨を公示する。

ウ 命令の際には、命令を受ける勧告対象事業者に対し、命令の根拠条項、原因となる事実、命令の内容を記した書面を交付するものとする。この際、当該書面には、不服申立てができる旨を教示するものとする。

エ 命令した事項について、アに規定する期限内に当該命令を受けた勧告対象

事業者からは是正改善の状況を文書により報告させるものとする。

(3) 指定の取消し等

ア 指定基準違反等の内容等が、法第5章の「指定の取消し等」条項に規定する取消し事由のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護事業者等に係る指定若しくは許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止をすることができる。

イ 指定介護事業者等に対し指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、速やかにその旨を公示する。

ウ 指定又は許可の取消しの際には、当該指定介護事業者等に対し、取消しの根拠条項、原因となる事実等を記した書面を交付するものとする。この際、当該書面には不服申立てができる旨を教示する。

エ 指定又は許可の効力の停止を行ったときは、当該指定介護事業者等に対し、効力の停止の根拠条項、原因となる事実、停止する指定又は許可の効力の範囲、停止期間等を記した書面を交付するものとする。この際、当該書面には不服申立てができる旨を教示する。

(聴聞等)

第6 前条2号の命令又は前条第3号の指定又は許可の効力の停止若しくは指定又は許可の取消し等（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合においては、市は監査後、取消処分等の予定者に対して、次の各号に定める手続を行うものとする。ただし、公益上、緊急に取消処分等をする必要がある場合その他、行政手続条例第13条第2項各号に該当するときはこの限りでない。

(1) 前条第2号の命令 弁明の機会の付与

(2) 前条第3号の指定又は許可の効力の全部若しくは一部の停止 聴聞

(3) 前条第3号の指定又は許可の取消し 聴聞

(経済上の措置)

第7 監査の実施に伴う経済上の措置は、次のとおりとする。

(1) 監査の実施により、監査対象事業者等が行った介護給付等の費用の請求に誤りがあると認めた場合は、当該監査対象事業者等に対し、過誤調整を行うべきことを指示する。

(2) 市は、第5の行政上の措置を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に係る保険者に対し、法第22条第3項の規定に基づく不正利得の徴収等（返還金）に該当することを通知する。

(3) 前号に該当するもののうち取消処分等を受けた指定介護事業者等の場合は、前号に規定する通知の際に、介護給付費の全部又は一部を返還させるほ

か、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる旨を記載するものとする。

(調整会議)

第8 介護保険課長は、監査に関する重要事項等を協議するため、関係職員により、調整会議を開催する。

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、介護保険課長が別に定める。

附 則

この実施要領は、平成24年10月15日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和2年3月30日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。

介護保険事業者等開設者 殿

笛吹市長

年度介護保険サービス事業者等の監査の実施について

このことについて、貴事業所（施設）の監査を次により実施するので、通知します。
また、監査資料を調整のうえ、 年 月 日までに 部提出願います。

1 監査の根拠規定及び目的

（1）根拠

介護保険法第23条及び法第〇〇条

（上記〇〇には、次のとおり記載する。）

指定居宅サービスの場合、法第76条

地域密着型介護サービス事業者の場合、法第78条の7

指定居宅介護支援事業者の場合、法83条

指定老人福祉施設の場合、法第90条

介護老人保健施設の場合、法第100条

介護医療院の場合、法第114条の2

指定介護予防サービス事業者の場合、法第115条の7

指定地域密着型介護予防サービス事業者の場合、法第115条の17

指定介護予防支援事業者の場合、法第115条の27

（2）目的

介護給付等対象サービスの内容並びに介護給付費等に係る費用の請求に関する監査を行い、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。

2 監査の日時、場所

（1）日時 年 月 日（ ） 午 時～午 時

（2）場所

3 監査職員 保健福祉部介護保険課 担当

4 出席者 開設者、管理者、介護給付等対象サービス担当者
介護報酬請求担当者

5 準備すべき書類等

第2号様式

第 号
年 月 日

サービス提供事業者等 殿

笛吹市長

介護保険サービス事業者等の監査結果について（通知）

年 月 日に実施した貴事業所に対する監査の結果、返還額が次のとおり確定しました。

つきましては、年 月 日までに同封の返還同意書を提出して下さい。

監査結果

返還額 円

詳細は別紙のとおりです。

第3号様式

年 月 日

返 還 同 意 書

笛吹市長 殿

事業者番号
事業者名
所在地
管理者名

印

年 月 日で通知があったことについては、返還に同意します。

なお、返還の方法については、保険者の指導に基づき、山梨県国民健康保険団体連合会
と協議いたします。

市 町 村 長 殿

笛吹市長

介護保険サービス事業者等の監査結果について（通知）

先般、当市で介護保険施設等の監査を実施したところ、次の事業所（施設）については、介護給付費の請求に不正又は著しい不当な事実が確認され、その返還金額が確定しましたので通知します。

つきましては、返還の対象となった介護給付費にかかる要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、市町村から当該事業者に対して、当該自己負担額を要介護者等に返還するよう指導いただくとともに、要介護者等にはその旨通知願います。

なお、山梨県国民健康保険連合会には通知しましたので、申し添えます。

1 事業者名

2 返還金額		円
内 訳	介護費	円
	加 算	円
	基本食事サービス	円
	緊急時施設療養費等	円

山梨県国民健康保険団体連合会理事長 殿

笛吹市長

介護給付費の返還について（通知）

このことについて、さきに実施した介護保険施設等の監査の結果、次の事業所（施設）については、介護給付費の請求に不正又は著しい不当な事実が確認され、その返還金額が確定されたところであります。

つきましては、当該事業者と協議の上、介護給付費から返還金額を控除する等の指導をお願いいたします。

なお、該当保険者には通知しましたので、申し添えます。

1 返還事業者

所 在 地
サービス事業者名
指定事業者コード

2 返還内容及び返還金額
別紙のとおり